

住民生活課

愛犬家のみなさんへ
狂犬病予防注射済票の交付手続きはお済みですか？

飼い犬が動物病院で狂犬病予防注射を接種したときは、病院から注射済証をもらい、役場住民生活課で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行う必要があります。この手続きを行わないと、犬の登録台帳に接種済みの記録が記載されません。

注射済みの記録は、国内で狂犬病が発生したときの緊急対策の基となります。愛犬のためにも、動物病院で狂犬病予防注射を接種したら、注射済票の交付手続きを行いましょう。

手続き先 ● 役場住民生活課 環境安全班
必要書類 ● 動物病院が発行した狂犬病予防注射済証
手数料 ● 550円

狂犬病とは
狂犬病は、狂犬病ウィルスに感染することで発症する病気です。毎年、世界で5万人以上の方が亡くなっており、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903(内線1404)

チャイルドシートの購入費用を助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者 ● 美郷町に住民登録している6歳未満の乳幼児の保護者で、その乳幼児と同居し、同一生計である方

助成金額 ● 購入費用の1/2以内(上限1万円)
※対象乳幼児1人につき1台限り

申込方法 ● チャイルドシートを購入後、必要書類を揃えて役場住民生活課に提出してください。

必要書類 ●

- 補助金交付申請書(チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図)を申請書の欄外に記入してください)


 または

- 領収書(購入者の氏名、商品名、日付が記載されたもの。レシート不可)
 - 品質保証書の写し
 - 補助金交付請求書
- ※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ ●
町住民生活課 環境安全班
☎0187(84)4903(内線1404)

企画財政課

光ブロードバンドサービスが
町内全域で利用可能になりました!

平成24年3月1日から千畑地区と仙南地区の一部地域で、NTT東日本による光ブロードバンドサービスの提供が開始されました。これにより、美郷町全域で光ブロードバンドサービスが利用可能になりました。

高速・大容量通信ができてとても便利

光ブロードバンド回線はADSL回線とは異なり、交換局からの距離に関わらず高速・安定な通信ができるため、動画や音楽ファイルのダウンロード、ネットショッピング、各種検索などをスムーズに行うことができます。また、テレビや電話機、ゲーム機などに接続することで、様々な付加サービスが利用できます。



【フレッツ光サービスの詳細・お申し込み】
NTT東日本秋田 県南支店
☎0120(63)8841(平日の9:00~17:30)
NTT東日本秋田ホームページ
<http://www.ntt-east.co.jp/akita/>

問い合わせ ● 美郷町ブロードバンド推進協議会事務局(町企画財政課内) ☎0187(84)4901

あきた子育てふれあいカード「ガイドブック」が改訂されました

秋田県では、子育て支援の一環として、中学生以下の子どもや妊婦のいる家庭に「あきた子育てふれあいカード」と、利用のための「ガイドブック」を町を通じて配布しています。「あきた子育てふれあいカード」を協賛店で提示すると、その店が設定したサービスを受けることができます。

このたび、協賛店の増加により「ガイドブック」の

改訂版が発行されました。改訂版は各園・小学校を通じて1世帯につき1冊を配布しましたが、園児や小学生のいない世帯の方には役場福祉保健課で配布しています。改訂版がお手元にならない方は、役場福祉保健課までご連絡ください。



問い合わせ ● 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907
秋田県子育て支援課 ☎018(860)1341

美郷町農業施策に関する説明会を開催します

平成24年度の美郷町の農業関係施策の概要について、次のとおり説明会を開催します。事前申込は不要です。どの会場でも参加できますので、ご都合に合わせてご参加ください。

■説明会の内容

- (1) 農業者戸別所得補償制度について
- (2) 農業関連支援策について

日時	会場
3月16日(金) 午前10時～	美郷町ふれあいセンター (千畑南小学校そば)
3月16日(金) 午後2時～	JA秋田おぼこ六郷支店
3月16日(金) 午後6時～	美郷町公民館(旧仙南公民館)

問い合わせ ● 町農政課 農政班 ☎0187(84)4908(内線2706)

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域)を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年という長い期間を要することから、1年間の手続き回数に限りがあります。そのため、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず農用地区域の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は早めに農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては除外手続きができない場合もあります。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展および国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

美郷町では『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では六郷地区の都市計画用途地域を除いた美郷町全域が農業振興地域になっています。

農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は

4月2日(月)～4月27日(金)です。

申し出の際は事前に農政課までご相談ください。

問い合わせ ● 町農政課 農村整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)